

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づく
電力小売供給約款の特別措置について

大垣ガス株式会社は、2024年11月22日に閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、以下のとおり特別措置を実施いたします。

(1) 適用時期

料金算定期間の初日が2025年1月に属する請求月から2025年3月に属する請求月まで

(2) 適用対象

低圧または高圧で電力供給を受ける全てのお客さま

(3) 特別措置の内容

特別措置に基づく燃料費調整単価の算定にあたっては、燃料費調整制度によって算定される燃料費調整単価から、

・ 低圧で供給を受ける場合

税込2.50円/kWh（料金算定期間の初日が2025年1月および2月に属する請求月）

税込1.30円/kWh（料金算定期間の初日が2025年3月に属する請求月）

・ 高圧で供給を受ける場合

税込1.30円/kWh（料金算定期間の初日が2025年1月および2月に属する請求月）

税込0.70円/kWh（料金算定期間の初日が2025年3月に属する請求月）

を差し引きます。

特別措置に基づく燃料費調整単価の算定

特別措置に基づく燃料費調整単価 = 燃料費調整単価 - 値引き単価

※ 特別措置に基づく燃料費調整単価は当社ホームページでご確認いただけます。

(4) お問い合わせ

受付時間： 平日9時～17時

電話番号： 0120-18-9131

担当部署： 料金グループ